



インドネシア共和国大統領

- 607 -

第3部
特許

第 107 条

特許に関する法律 2016 年 13 号（インドネシア共和国官報 2016 年 176 号、
官報補遺 5922 号）の幾つかの規定を以下のように改正する：



インドネシア共和国大統領

- 608 -

1. 第3条の規定を改正し、以下の通りとする。

第 3 条

- (1) 第 2 条 a 項で定められた特許は、新規性があり、進歩性があり、産業上の利用可能性がある発明に対して与えられる。
- (2) 第 2 条 b 項で定められた簡易特許は、既存の製品またはプロセス (proses) の発明の発展であり、実用上の利益があり、産業上の利用可能性がある全ての新規性がある発明に対して与えられる。
- (3) (2) 項で定められた製品またはプロセスの発明の発展には以下が含まれる：
 - a. 簡易的な製品；
 - b. 簡易的なプロセス；あるいは
 - c. 簡易的な方法 (metode)

2. 第 20 条の規定を改正し、以下の通りとする：

第 20 条

- (1) 特許はインドネシアにおいて実施しなければならない。
- (2) (1) 項で定められた特許の実施は以下からなる：
 - a. 特許が与えられた製品の製造、輸入またはライセンス授与を含む製品特許の実施；
 - b. 特許が与えられたプロセスにより作られた製品の製造、ライセンス授与、輸入を含むプロセス特許の実施；



インドネシア共和国大統領

- 609 -

- c. 特許が与えられた方法、システム、使用により作られた製品の製造、輸入、ライセンス授与を含む方法、システムおよび使用の特許の実施

3. 第 82 条の規定を改正し、以下の通りとする：

第 82 条

- (1) 強制実施権とは、以下の理由による申請に基づいて、大臣決定により与えられる特許実施のライセンスである：
 - a. 特許が与えられてから 36 ヶ月の期間中、第 20 条で定められたようにインドネシアにおいて実施がされない；
 - b. 特許が特許権者または実施権者により社会の利益に損害を与える形および方法で実施された；あるいは
 - c. 以前に与えられた特許を発展させた特許が、保護期間中の他者の特許を用いることなく実施することができない。
- (2) (1)項で定められた強制実施権の申請には費用が課される。

4. 第 122 条の規定を改正し、以下の通りとする：

第 122 条

- (1) 簡易特許は単一の発明にのみ与えられる。
- (2) 簡易特許の実体審査請求は、簡易特許出願提出と同時に行われ、費用が課される。



インドネシア共和国大統領

- 610 -

- (3) 簡易特許の実体審査請求が(2)項で定められた期間内に行われ
ない場合、または簡易特許の実体審査費用が支払われない場合、
簡易特許出願は取り下げられたとみなされる。

5. 第 123 条の規定を改正し、以下の通りとする：

第 123 条

- (1) 簡易特許出願の公開は、遅くとも簡易特許出願の受理日から 14
日以内に行われる。
- (2) 項で定められた公開は、簡易特許出願の公開日から 14 日間行わ
れる。
- (3) 項で定められた公開期間の終了後、簡易特許出願の実体審査が
行われる。
- (4) 第49条 (3) 項および (4) 項に定められた特許出願への意見お
よび/または不服申立に関する規定は、簡易特許出願に対する意
見および/または不服申立については適用されない。

6. 第 124 条の規定を改正し、以下の通りとする：

第 124 条

- (1) 大臣は遅くとも簡易特許出願の受理日から 6 ヶ月で簡易特
許の承認または拒絶の決定を行う義務がある。



インドネシア共和国大統領

- 611 -

- (2) 大臣により承認が与えられた簡易特許は、電子メディアおよび/あるいは非電子メディアを通じて記録および公表される。
- (3) 大臣は権利証として簡易特許権者に簡易特許証を与える。